

無線設備規則等（スプリアス発射の強度）の一部を改正する省令について

全工協本部事務局

1. 省令制定の目的

- (1) 無線設備のスプリアス発射（不要な電波の発射）の強度の許容値に係る国際規格（国際電気通信連合（ITU）無線通信規則）との整合化による電波の有効利用環境を整備すること。
- (2) その他の改正は、記載を省略

2. 電波法施行規則の一部を改正する省令（総務省令第118号 平成17年8月9日）

(1) 改正内容

- 一 帯域外発射、不要発射、スプリアス領域及び帯域外領域の定義を規定した。（第2条関係）

「スプリアス発射」とは、必要周波数帯外における一又は二以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することができるものをいい、高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、帯域外発射を含まないものとする。

「帯域外発射」とは、必要周波数帯に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものをいう。

「不要発射」とは、スプリアス発射及び帯域外発射をいう。

「スプリアス領域」とは、帯域外領域の外側のスプリアス発射が支配的な周波数帯をいう。

「帯域外領域」とは、必要周波数帯の外側の帯域外発射が支配的な周波数帯をいう。

- 二 その他の改正は、記載を省略（第6条関係、第15条の2関係、第15条の3関係）

(2) 施行期日

この省令は、平成17年12月1日から施行されます。ただし、6条第4項第2号及び第3号の改正の規定は、平成17年8月9日から施行されます。

3. 無線設備規則の一部を改正する省令（総務省令第119号 平成17年8月9日）

(1) 改正内容

- 一 無線設備規則の規定の解釈に関して定義を規定した。（第3条関係）
- 二 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値を定めた。（第7条、別表第3号関係）
- 三 その他の改正は、記載を省略（第7条、第45条の18、第57条の3、第58条、別表第一号及び別表第二号関係、第24条、第49条の14関係、第33条の11から第33条19まで関係）

(2) 施行期日等

- 一 この省令は、平成17年12月1日から施行されます。ただし、第24条に1項を加える改正規定、第49条の9の改正規定及び第49条の14の改正規定は、平成17年8月9日から施行されます。
- 二 所要の経過措置が設けられた。

（経過措置）

第2条 総務大臣は、この省令の施行前においても、この省令による改正後の設備規則（以下「新規則」という。）別表第3号の22ただし書の規定に基づく告示を定めることができる。この場合において、当該告示に定める無線設備については、新規則第7条及び別表3号の22ただし書の規定の適用があるものとする。

第3条 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許又は登録（以下「免許等」という。）を受けている無線局の無線設備の条件については、新規則の規定にかかわらず、平成 34 年 11 月 30 日までは、なお従前の例によることができる。

2 総務大臣は、この省令の施行の日から平成 19 年 11 月 30 日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、この省令による改正前の設備規則（以下「旧規則」という。）の条件に適合する無線設備を使用する無線局の免許等又は無線設備の工事設計の変更の許可をすることができる。この場合において、当該免許等又は許可を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。

3 省略（宇宙局）

4 第 2 項前段の規定により予備免許を受けた無線局については、平成 19 年 12 月 1 日以降においても免許を受けることができる。この場合において、当該無線局の無線設備の条件については、第 1 項（宇宙局にあっては、前項）の規定を準用する。

5 省略（航空機局）

第4条 この省令の施行の際現に型式について総務大臣の行う検定（以下この条において「型式検定」という。）に合格している無線設備の機器に係る当該合格の効力については、平成 19 年 11 月 30 日までとする。ただし、同日以前に設置された機器にあっては、当該設置が継続する限り、なおその効力を有する。

2 総務大臣は、この省令の施行の日から平成 19 年 11 月 30 日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、旧規則の条件に適合する無線設備の機器に係る型式検定をすることができる。この場合において、当該型式検定の合格の効力については、前項の規定を準用する。

3 省略（航空機局）

4 この省令の施行前に型式検定に合格している次に掲げる無線設備の機器については、第 1 項の規定にかかわらず、新規則の条件に適合する無線設備の機器として型式検定に合格しているものとみなす。

- 一 周波数測定装置
- 二 双方向無線電話
- 三 船舶航空機間双方向無線電話
- 四 衛星非常用位置指示無線標識の機器
- 五 搜索救助用レーダートランスポンダの機器
- 六 インマルサット高機能グループ呼出受信機の機器
- 七 ナブテックス受信機の機器
- 八 インマルサット船舶地球局の無線設備の機器
- 九～十 省略

第5条 この省令の施行前に行われた法第 38 条の 2 第 1 項に規定する技術基準適合証明若しくは法第 38 条の 24 第 1 項に規定する工事設計認証（以下この条において「技術基準適合証明等」という。）又は法第 38 条の 33 第 2 項に規定する技術基準適合自己確認（以下この条において単に「技術基準適合自己確認」という。）により表示が付された無線設備については、平成 34 年 12 月 1 日以降は、当該表示が付されていないものとみなす。

2 この省令の施行前に技術基準適合証明等又は技術基準適合自己確認により表示が付された次に掲げる無線設備については、第 1 項の規定にかかわらず、新規則の条件に適合する無線設備として当該表示が付されているものとみなす。

一～六 省略

七 証明規則第 2 条第 1 項第 30 号の無線設備（インマルサット携帯移動地球局）

八 省略

3 省略

4 法第 38 条の 5 に規定する登録証明機関は、この省令の施行の日から平成 19 年 11 月 30 日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、旧規則の条件に適合する無線設備についてなお従前の例により技術基準適合証明等を行うことができる。この場合において、当該登録証明機関は、法第 38 条の 6 第 2 項（法第 38 条の 24 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく事項のほか、旧規則の条件に適合する技術基準適合証明等を行った旨を総務大臣に報告しなければならない。

5 省略（特別特定無線設備）

6 前二項の規定により行われた旧規則の条件に適合する技術基準適合証明等又は技術基準適合自己確認により表示が付された無線設備については、第 1 項の規定を準用する。

第6条 省略